

FAX参加申込書 FAX番号 052-972-4172

マンション管理地域別ミニ講座・相談会（名古屋市中区会場）

申込の区分 ※		ミニ講座のみに申込	相談会+ミニ講座に申込	相談会のみに申込
申込者の連絡先	郵便番号	〒	-	申込者氏名
	住所 (マンション名・部屋番号)	()		
	電話番号	-	-	
	FAX 番号	-	-	
相談会希望 ※	相談内容 ()			
	希望開始時間	9:15	10:00	10:45 11:30

(注) 申込の区分※欄に希望の申込を○で囲み、相談会ご希望の方は、相談会希望※欄に相談内容を記入し、併せて希望開始時間に○印を付けてください。

マンション管理推進協議会のご案内

「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」の施行に伴って、地方公共団体、マンションに関連する団体、専門家の団体等が連携し平成14年に設立した協議会です。マンションの良好な管理を推進するため、次の支援事業を行っています。

1 相談事業

住まいの相談コーナー(名古屋市中区栄地下街南通路) マンション管理無料相談

日 時：毎月(原則として) 毎週火曜日・第1日曜日 午後1時～午後4時まで 方法：電話または面接
電 話：052-242-4555 FAX：052-242-4555 (原則予約制)

専門家(弁護士・建築士)による無料相談

法律上・建築技術上の相談を希望する管理組合役員・組合員等が対象(1時間)

マンション管理に関する学習会へ講師(マンション管理士)を無料派遣

自主管理組合の役員・組合員対象の学習会に限定(具体的相談は不可)(2時間)

マンション管理出張相談会の実施

管理組合の役員・区分所有者等を対象にマンション管理士による出張相談会を実施

マンション管理推進協議会への事前申込が必要です

2 広報・啓発事業

ホームページによる情報提供

啓発パンフレット等の作成・配布

協議会参加団体

運営団体 (6)

愛知県 愛知県住宅供給公社
名古屋市 名古屋市住宅供給公社
(独)住宅金融支援機構東海支店
(一社)マンション管理業協会 中部支部

専門家協力団体 (4)

愛知県弁護士会
(公社)愛知建築士会
(公社)愛知県建築士事務所協会
(一社)愛知県マンション管理士会

事業参加団体 (23)

豊橋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、刈谷市、豊田市、安城市、稲沢市、東海市、大府市、知立市、豊明市、日進市、(独)都市再生機構中部支社、(公社)愛知県宅地建物取引業協会、(一社)中部不動産協会、(一社)東海住宅産業協会、(一社)不動産協会中部支部、(公社)愛知県防犯協会連合会、NPO法人中部マンション管理組合協議会、NHK名古屋放送局

お問い合わせ先

マンション管理推進協議会 ホームページ <http://www.mansion-kyo.jp/>

●愛知県建築局公共建築部住宅計画課
名古屋市中区三の丸三丁目1-2
電話 052-954-6569 FAX 052-961-8145

●名古屋市住宅都市局住宅部住宅企画課
名古屋市中区三の丸三丁目1-1
電話 052-972-2960 FAX 052-972-4172